

— 公益財団法人の評議員必携 —

- ※ 評議員の皆様は、この必携を随時参照するようにしてください。
- ※ 全5種類の必携（公益社団の理事、監事、公益財団の理事、監事、評議員の各編）及び公益法人の各機関の役割と責任は、「公益法人information」（<https://www.koeki-info.go.jp/activities/c8tixe96nx.html>）に掲載しておりますのでご利用ください。
- （注）「認定法」→「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）
 「法人法」→「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）

【評議員の心得】

地位に伴う職責を果たす

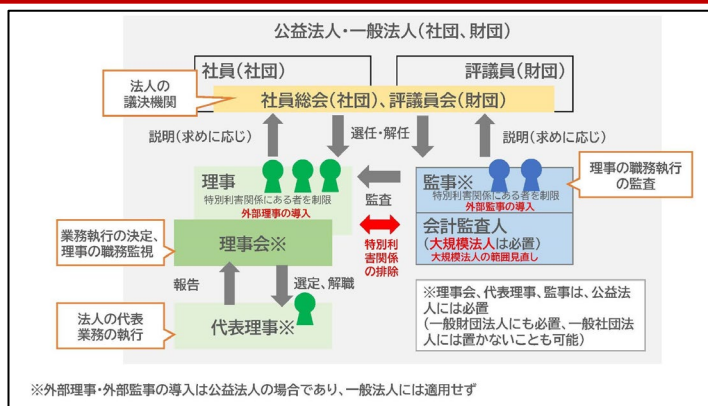
公益財団法人の評議員は、財団法人の最高意思決定機関である評議員会の構成員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

全ての評議員に義務と責任

全ての評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、評議員としての義務と責任を負っています。

国民からの信頼を裏切らない

公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。その評議員は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。



【評議員の義務・責任】

○評議員の義務等には、主に以下のようなものがあります。

①善管注意義務

評議員は、法人と委任関係にある（法人法第172条第1項）ことから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負います。（民法第644条）

②（法人内での）兼職禁止

評議員は、（当該）一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができません。（法人法第173条第2項）

③報酬等の定款による規定

評議員の報酬等（報酬や賞与など）の額は、定款で定めなければなりません。（法人法第196条）
 （※なお、無報酬とすることも可能ですが、その場合でも、評議員としての義務・責任は等しく負うこととなります。）

○評議員が問われる可能性のある責任には、主に以下の2つがあります。

①法人に対する損害賠償責任：任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任（法人法第111条、第198条）

②第三者に対する損害賠償責任：職務について悪意又は重大な過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任（法人法第117条、第198条）

具体的な事例

業務執行理事の指示により長年不正経理が行われた結果、法人に多大な財産的被害が生じ、また、監事も職務を怠り、このような事態を発見できなかったといった場合、評議員（会）は、理事・監事の選任・解任の権限を適切に行使せず、法人の財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

また、以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- ・評議員会にほとんど出席しない。
- ・評議員会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- ・委任状を用いた評議員会運営を行う。

【評議員会・評議員の権限】

評議員会とは、(公益・一般)財団法人の最高議決機関であり、全ての評議員は、その構成員として議決権を行使します。

○評議員会の権限としては、主に以下のようなものがあります。

- ① **役員等(理事、監事又は会計監査人)の選任・解任**
役員等は、評議員会の決議によって選任又は解任されます。(法人法第63条第1項、第176条、第177条)
- ② **定款の変更**
定款は、評議員会の決議によって変更することができます(一部の定めを除く)。(法人法第200条)
- ③ **計算書類の承認**
計算書類は、評議員会の承認を受けなければなりません(一定の要件を満たす会計監査人設置法人を除く)。(法人法第126条第2項、第127条、第199条)
- ④ **役員等の責任の一部免除**
役員等(評議員を含む。)の責任の一部は、評議員会の決議により免除することができます。(法人法第113条第1項、第198条)
- ⑤ **合併の承認**
合併により消滅又は存続する財団法人は、評議員会の決議によって合併契約の承認を受けなければなりません。(法人法第247条、第251条第1項、第257条)

○各評議員は、以下の権限を有します。

- ① **評議員会の招集請求**
評議員は、理事に対し、目的である事項等を示して、評議員会の招集を請求することができます。(法人法第180条)
 - ② **評議員提案権**
評議員は、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができます。また、評議員会に議案を提出することができます。(法人法第184条、第185条)
 - ③ **理事・監事・評議員の解任の訴え**
理事等の職務の執行に関し法令違反等があったにもかかわらず、評議員会で解任の議案が否決されたとき、評議員は、訴えをもって解任を請求することができます。(法人法第284条)
- (※なお、評議員は、定款に定める方法により選任・解任されますが、理事(会)が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効となります。(法人法第153条第3項))

【罰則】

法人法に規定された主な罰則

〈理事等(評議員を含む。)が対象〉

- ・特別背任罪(7年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科)(第334条第1項第4号)
- ・法人財産処分罪(3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又は併科)(第335条)
- ・贈収賄罪(5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金)(第337条第1項第1号)

認定法に規定された主な罰則

〈理事等及び法人が対象〉

- ・不正な手段で公益認定や変更認定を受けた者の罪(6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)(第62条)
- ・不正な目的で他の公益法人と誤認されるおそれのある名称又は商号を用いた者の罪(50万円以下の罰金)(第63条)

〈理事等が対象〉

- ・名称又は代表者の氏名の変更や合併等の届出をしない、又は虚偽の届出をする。(50万円以下の過料)(第66条第1号)
- ・毎年の事業報告を提出しない、又はこれに虚偽の記載をして提出(50万円以下の過料)(第66条第2号)

関連する刑法上の罪

- ・業務上横領罪(10年以下の拘禁刑)(第253条)

など